

令和8年4月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和8年4月10日（金）午後2時 田辺市庁舎 1階 多目的ホール1

農業委員数18名

出席者17名

1番 山崎 清弘	2番 田中 輝勇	3番 鈴木 一弘	4番 中嶋 正行
5番 福嶋 隆	7番 谷本 喜久	8番 谷口 浩司	9番 坂本 隆英
10番 瀧川 裕司	11番 岡 潔	12番 玉置 伸	13番 上森 力
14番 山本 敏夫	15番 高田 幸安	16番 川井 洋之	17番 長嶺 博司
19番 峯園 五郎			

欠席者 6番 更井 寛司

事務局 局長 山本良明 農地係長 松平忠敏 主事 日下智哉

会議録署名委員 11番 岡 潔 19番 峯園 五郎

議長 長 皆さんこんにちは、最近本当に雨が多いで、日照りが続くよりまだましかなと思ってるんですけど、晴れが続いても1日、2日で、晴れても風が強いということで、梅の消毒などに神経をすり減らしているんじゃないかなと思います。先日は、降雹によって、梅の実に大変被害が出たとの報道がありました。知人からの話では、〇〇〇〇地区の、ある園地ですけども、苦労して実をならせた園地が降雹によって、ほとんどの実が傷ついたということで、落ち込んでいるという話も聞いております。本当に、様々な気象条件をかいぐってようやくなった実が、外的な要因によって傷がつくというのは、農家にとっては大変心の痛い問題であると思います。梅や他の農作物もそうですが、これ以上降雹や季節外れの台風によって、被害がないように祈るばかりでございます。それから先日、友人とみなべ町東本庄にある梅研究所を訪ねてきました。その目的というのは、星秀の成木が何本かあると聞いていたので、どんな成りかなあというのを見るのが目的でございました。行ったところ、南高梅がほとんどなんですが、その中に15年生の星秀が5本ありました。そこで研究員に説明を受けたんですが、かなり成っているというイメージを持って行ったんですが、かなり薄成りで、何か妙な剪定もしているなと思ったら、星秀の苗木を作るのに、種苗をやっている業者に穂を採らせているということでした。穂を研究所が採るのではなく、業者が来て採っているんで、ある程度の穂があったら、10cmくらい残して切っているんで、それだけ見たら、「素人の剪定やな。」と思ったんですけど、その話を聞いて「それでは仕方ないな。」と思いました。それでも、成り目のところはかなり成っていたので、普通の剪定をしていけば、かなりの実の量になるんじゃないかなと思いました。もう一回、収穫時期に見に行こうかということで、お願いをしてきました。それでは、始めたいと思います。まず、最初に4月1日付で人事異動がございましたので、それぞれご紹介をいただきたいと思います。

松平 係長
農振課 課長
議長 長

（異動のあった職員を紹介）

（異動のあった職員を紹介）

はい、ありがとうございます。以上で紹介を終わりたいと思います。

(農業振興課職員担当者以外退室)

議 長

それでは、農用地利用集積計画の合意解約の報告と、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定及び所有権の移転についての申し出がありますので、併せて事務局の説明をお願いします。

農振課 稲垣

それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3, 818㎡のうち2, 700㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和8年3月9日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 836㎡、他6筆、合計6, 364㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和8年3月16日です。続きまして、農用地利用集積等促進計画による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 112㎡、他1筆、合計1, 695㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は令和8年6月1日から令和18年5月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、811㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和8年6月1日から令和13年5月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、841㎡、他1筆、合計1, 908㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和8年6月1日から令和12年5月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4, 185㎡、他8筆、合計13, 046. 54㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年6月1日から令和9年5月31日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、420㎡、他2筆、合計1, 834㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・水稲、期間は令和8年6月1日から令和17年5月31日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 709㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年6月1日から令和13年5月31日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1, 077㎡、他2筆、合計2, 268㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和8年6月1日から令和13年3月31日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 836㎡、他11筆、合計7, 595㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間139, 572円、口座払い、期間は令和8年6月1日から令和13年5月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、805㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間35, 000円、口座払い、期間は令和8年6月1日から令和13年5月31日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1, 379㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和8年6月1日から令和13年5月31日の新規です。11

番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、506㎡、他1筆、合計620㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和8年6月1日から令和13年5月31日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、224㎡、他2筆、合計1,315㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和8年6月1日から令和28年5月31日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、627㎡、他3筆、合計3,008㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和8年6月1日から令和11年5月31日の新規です。以上、13件について、計画書を審査いたしましたところ、特に問題ないと判断いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。続きまして、農業経営基盤強化促進法第7条に基づく農地中間管理事業の特例による所有権移転について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、465㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は柑橘、対価は280万円、支払方法は口座払いです。以上、1件について、計画書を審査いたしましたところ、特に問題ないと判断いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 はい、ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。親族内の使用貸借なので異議ございません。

議 長 はい、2番から4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番から4番について、特に異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。特に異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。近所同士の貸し借りで、異議ございません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、8番、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8番の〇〇〇〇君、9番の〇〇〇〇君、若いですがとても頑張ってくれております。異議ありません。

議 長 はい、10番、11番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは、一人は親族系で、もう一人は自分の近隣の田を耕作するということで、異議ございません。

議 長 はい、12番、13番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、以上13件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、所有権移転についての逐条審議をお願いします。1 番お願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現況畑なんですけども、金額的に大変高いなと思うんですけども、〇〇〇〇さんの家の横で、また、宅地が近くにあるということで、譲受人、譲渡人共に協議の上での金額ということで、何ら問題ないと思います。異議ございません。
議	長	はい、以上1 件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。稲垣君、近藤君、ありがとうございます。 (農振課 稲垣、近藤退席)
議	長	はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、6 番更井寛司委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、1 6 番川井洋之委員さん、1 9 番峯園五郎委員さんよろしくをお願いをいたします。本日の議案は、議案第1 号農地法第3 条申請について、議案第2 号農地法第5 条申請について、議案第3 号農地法第2 条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第4 号農地の形状変更願について、報告第1 号農地等売渡あっせん成立について、報告第2 号農地法施行規則第5 3 条第1 項第1 4 号による協議について、を上程させていただきます。それでは議案第1 号農地法第3 条申請について、事務局の説明をお願いします。
日下	主事	1 ページをお願いします。議案第1 号農地法第3 条申請を説明させていただきます。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は6, 7 1 1 m ² 、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。2 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は7 3 3 m ² 、他1 筆、合計8 4 3 m ² 、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1, 6 4 6 m ² 、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。4 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4 7 9 m ² 、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は8 6 7 m ² 、他1 筆、合計1, 2 7 9 m ² 、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1, 8 8 1 m ² 、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は7 3 m ² 、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借2 0 年間設定、経営移譲です。8 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2 8 2 m ² 、他1 筆、合計1, 0 9 2. 8 8 m ² の内9 1 9. 3 0 m ² 、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、

譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は480㎡、他7筆、合計3,139㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,463㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は9,087㎡、他2筆、合計10,155㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3,404㎡、他1筆、合計3,605㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,442㎡、他1筆、合計1,761㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。14番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は968㎡、他6筆、合計5,058㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は278㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。15番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,996㎡、他4筆、合計6,472㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。16番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は290㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。17番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は173㎡、他3筆、合計2,330㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上17件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いしますが、〇〇〇〇委員さんと〇〇〇〇委員さんの案件がございますので、4番と11番を除いて逐条審議をお願いします。それでは、1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番についてはあっせんによる売買ですので異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。近所同士の贈与ということで異議ございません。

議 長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。本日欠席の〇〇〇〇委員から代弁の依頼を受けております。3番について、あっせんによる売買ですので異議ございません。ということです。

議 長

はい、5番、6番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。5番の譲渡人の〇〇〇〇さんはみかんを頑張って作るということです。異議ございません。6番の〇〇〇〇さんですけども、〇〇

		〇〇で梅の加工販売をしております。何ら問題ないと思われます。異議ございません。
議	長	はい、7番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。親子での貸し借りです。異議ございません。
議	長	はい、8番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。営農計画書もあり、異議ありません。
議	長	はい、9番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、10番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。10番について、譲受人の〇〇〇〇君は地域の中核として頑張ってくださっている方なので、異議ございません。
議	長	はい、12番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。この方は今は〇〇〇〇に住んでおりますが、〇〇〇〇へ来たいということを聞いています。異議ありません。
議	長	はい、13番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。譲渡人は譲受人の弟に当たり、今回、兄に贈与するものです。営農計画書もあり異議ありません。
議	長	はい、14番、15番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。14番について、営農計画書もあり異議ございません。15番については、親戚同士の贈与ということで異議ございません。
議	長	はい、16番、17番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。16番、17番について、異議ありません。
議	長	はい、以上15件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。それでは〇〇〇〇委員退席願います。 (〇〇〇〇委員退席)
議	長	それでは4番について、逐条審議をお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。〇〇〇〇君は〇〇〇〇委員さんの息子さんで、売買する農地は〇〇〇〇委員さんの農地の隣接の農地です。異議ございません。
議	長	はい、4番について、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。〇〇〇〇委員どうぞ。 (〇〇〇〇委員着席)
議	長	それでは〇〇〇〇委員退席願います。 (〇〇〇〇委員退席)
議	長	それでは11番について、逐条審議をお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。11番についてはあっせんによる売買ですので異議ございません。
議	長	はい、11番について、異議なしとのことでございます。そのように取り

		計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。〇〇〇〇委員どうぞ。 (〇〇〇〇委員着席)
議	長	続きまして議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	7ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は460㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場460㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意は有、一部なし、水利同意はございます。同意書の有無のところが一部なしとなっておりますことについて、経過説明がついておりますので、内容を読み上げさせていただきますが、その前に1つ補足説明があります。この土地につきまして、地籍調査時に筆界未定となっております。それでは経過書の内容です。①〇〇〇字〇〇〇〇、所有者〇〇〇〇、②〇〇〇字〇〇〇〇、同所〇〇〇〇、所有者〇〇〇〇、①、②の土地については、長年に亘る未登記状態により、現在の所有者の調査を行いました、特定できなかった為、同意をいただくことは不可能となりました。ということです。登記簿の写しも付けていただいておりますが、①の〇〇〇〇さんは明治43年に売買登記されてから動いていないので、調べてもその後の相続人に行きつけなかったということです。②の土地につきましても、昭和4年に〇〇〇〇さんが登記をされた後、それ以降登記されていないようで、そこから相続人を探すのは不可能だったということです。この土地は、河川と宅地に囲まれた小集団の農地の1つである為、第2種農地です。この件については、資材置場等の転用に該当しますので、完了報告のあった日から3年間、6ヶ月ごとに事業の実施状況を報告していただくという条件を付して許可をされる旨を、農業委員会から提出する意見書に記載して、県に進達します。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番からお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。4月8日、水曜日に、〇〇〇〇に〇〇〇〇委員さん、山本局長、松平係長と私が参集しまして、〇〇〇〇の5条申請から始まり、6件の現地調査をいたしました。それでは報告します。申請場所は、〇〇〇〇より南へ約100m、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側と南側が宅地、西側は水路、北側は畑、一部同意あり、一部なしとなっております。同意なしの理由は先程事務局が説明したとおりです。地元水利組合の同意もあります。転用理由選定理由は、譲渡人は、相続により取得しましたが、営農しておらず、この度、話がまとまり、駐車場用地として転用するものです。転用内容は、業務車両や受注修理車両

		等の駐車場、盛土が1.8mです。排水については、雨水は自然浸透とするとのことです。特に問題はないと思われます。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ありません。
議	長	はい、以上1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	8ページをお願いします。議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が山林、面積は498㎡、他9筆、合計1,629㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請者は、相続により取得しましたが、20年から50年以上、耕作しておらず、山林や宅地等となり、現在に至っています。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が山林、面積は98㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請者は、相続により取得しましたが、50年以上耕作しておらず、山林化し、現在に至っています。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が山林、面積は487㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請者は、平成14年に建物を購入する際に当該地も取得しましたが、購入の時点で、既に山林化しており、現在に至っています。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は123㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請者は、相続により取得しましたが、約30年前から、耕作しておらず、雑種地となり、現在に至っています。以上4件、ご審議の程よろしくをお願いします。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番からお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番、申請場所は、〇〇〇〇より東へ約100m、現況は山林、宅地、原野、雑種地です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が里道と山林、西側が里道、水路、山林、畑、南側が山林、北側が山林と水路となっております。非農地となった経緯・理由は、申請者は、相続により取得しましたが、20年から50年以上耕作しておらず、山林や宅地等となり、現在に至っています。とのことです。近隣住民及び地元農業委員の証明もありますので、問題ないと思います。2番、申請場所は、〇〇〇〇より東へ約100m、現況は山林です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が市道、西側が山林、南側が山林、北側が里道と市道となっております。非農地となった経緯・理由は、申請者は、相続により取得しましたが、50年以上耕作しておらず、山林化し、現在に至っています。とのことです。近隣住民及び地元農業委員の証明もありますので、問題ないと思います。以上です。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。3番以降は私が報告します。3番、申請場所は、〇〇〇

		○より東へ約100m、先ほどの1番、2番の近隣の土地です。現況は山林です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が山林、西側が水路、南側が水路、北側が水路となっております。非農地となった経緯・理由は、申請者は、平成14年に建物を購入する際に当該地も取得しましたが、購入の時点で、既に山林化しており、現在に至っています。とのことです。近隣住民及び地元農業委員の証明もありますので、問題ないと思います。
議	長	4番、申請場所は、○○○○より南東へ約2.4km、現況は雑種地です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が里道、西側が水路、南側が宅地、北側が畑と宅地となっております。非農地となった経緯・理由は、申請者は、相続により取得しましたが、約30年前から耕作しておらず、雑種地となり、現在に至っています。とのことです。近隣住民及び地元農業委員の証明もありますので、問題ないと思います。以上です。
		はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番から3番お願いします。
○○番	委員	○○番○○です。現地調査委員さんの報告のとおりで異議ございません。
議	長	はい、4番。
○○番	委員	○○番○○です。異議ありません。
議	長	はい、以上4件、異議なしとのごことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地の形状変更願について、事務局の説明をお願いします。
松平	係長	10ページをお願いします。議案第4号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は904㎡、申請人は○○○、○○○○、変更理由は盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、隣接同意はございません、水利同意は不要です。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番お願いします。
○○番	委員	○○番○○です。1番について、申請場所は、○○○○より西へ約900m、現況は休耕田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑、同意あり。と里道、西側が公衆用道路と宅地、南側が市道、北側が公衆用道路、里道、山林となっております。水利同意は不要です。形状変更理由は、盛土して梅畑にしたいとのこと。盛土60cm。排水等につきましては、雨水は自然浸透とするとのこと。特に問題はないと思われます。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議です、1番。
○○番	委員	○○番○○です。只今の現調委員さんの報告のとおりです。ちょっと落ち込んだ田だったんですけども、そこを埋め立てるということで、異議ございません。
議	長	はい、以上1件、異議なしとのごことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員	全員	異議なし。
議	長	それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局の説明をお願いします。
松平	係長	11ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,037㎡、他2筆、合計3,161㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和8年3月16日、価格は150万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上1件、ご報告申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それではあっせんの顛末について報告をお願いします。1番をお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。去る3月16日、午後1時から〇〇〇〇におきまして、買受人の〇〇〇〇さん、売渡人の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんと私の5人が集まり、あっせんを行いました結果、希望価格のとおり決定いたしました。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。 (なしの声あり。)
議	長	ないようですので農地等売渡あっせん成立の報告とさせていただきます。委員さん方本当にご苦労様でございました。続きまして、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局の説明をお願いします。
松平	係長	12ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は801㎡の内1.44㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、データ通信基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。以上1件、ご報告申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。 (なしの声あり。)
議	長	ないようですので報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。3月の県の農業会議に提出致しました4条申請1件と、5条申請2件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告があればお願いします。
松平	係長	(令和8年度最適化活動の目標の設定等について説明)
議	長	皆さんご意見ございませんか。この内容でご承認いただけますか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではこれで決定したいと思います。他に何かありませんか。
松平	係長	(農業委員等の任期満了に伴う改選に関する説明)
議	長	はい、そしたら農業委員と推進委員の選考について、選出母体と協議をしていただいて、スムーズにいくようよろしくお願いしたいと思います。他に何かありませんか。

松平 係長 （田辺市賃借料情報について説明）
議 長 只今の説明について、何かご質問ございませんか。他に何かありませんか。
今日は2時間余りかかったんですが、いろいろな話があったんで、長時間
に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。これにて閉会い
たします。

午後〇〇時〇〇分終了